

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月23日(水)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員(16人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 米倉孝一 |
| 会長職務代理者 | 15番 | 藤原由明 |
| 委員 | 1番 | 佐々木昭英 |
| | 2番 | 白澤和実 |
| | 3番 | 中川和則 |
| | 4番 | 阿部江利子 |
| | 5番 | 藤原弘也 |
| | 6番 | 藤原幸藏 |
| | 7番 | 藤井 満 |
| | 8番 | 藤原啓師 |
| | 9番 | 吉田 力 |
| | 10番 | 川村良道 |
| | 11番 | 村松とも子 |
| | 12番 | 佐藤俊孝 |
| | 13番 | 白澤克美 |
| | 14番 | 川村和男 |

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 専決処理事項報告について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する決定について

日程第10 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する
か否かの判断について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいまから令和2年第9回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議 長 | 異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。 |
| 議 長 | <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議 長 | それでは当職より指名します。14番川村和男委員、15番藤原由明職務代理者、1番佐々木昭英委員にお願いをいたします。 |
| 議 長 | <p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議 長 | それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。 |
| 議 長 | 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。 |

| | |
|-----|---|
| | (「異議なし」の声あり) |
| 議 長 | それでは、本日1日と決めます。 |
| 議 長 | <p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>8月24日に人・農地問題解決加速化推進チーム会議がございました。私と職務代理、事務局が出席しております。これは、皆さんがご存じのように農業経営体連絡協議会とタイアップして行っております。</p> <p>あとの主なものは9月1日、令和2年矢巾町議会定例会9月会議に参加してまいりました。詳細は後程局長より説明があります。</p> |
| 議 長 | <p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしておりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | では、次に進みます。 |
| 議 長 | <p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p> |
| 議 長 | 補足説明を許します。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 報告第1号について補足説明をさせていただきます。番号1の案件につきまして、相続人が盛岡市在住となっております。こちらの農地ですが、以前より耕作をお願いしている方がいらっしゃるため耕作放棄地にはつながらないものと考えます。以上でございます。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>では次に進みます。</p> |
| 議 長 | <p>日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p> |
| 議 長 | <p>補足説明を許します。</p> |
| 事務局 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局。</p> |
| 事務局 | <p>報告第2号について補足説明をさせていただきます。番号1の案件につきまして、こちらは住宅の建て替えに伴い4台分の駐車場用地の一部が農地にかかるため今回農地転用の届出がありました。畑部分以外は全て宅地となっております。</p> <p>続きまして、番号2の案件につきまして、こちらは〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場と園庭の拡大に伴う農地転用となっております。前々より駐車場が狭く保護者の送り迎えに不便であったことから今回駐車場を拡大することとしました。</p> <p>また、その他の土地につきましては園児が遊べる築山や農園として活用予定となっております。こちらも畑以外は現在、宅地となっております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> |
| 8 番 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、8番藤原委員。</p> |
| 8 番 | <p>はい、8番藤原です。番号2について土地の表示が445㎡となっていてかなりの人数の譲渡人がいますが、一人の持ち分はいくら位なのかと教えていただければ、1㎡あたりどの位で売却されるのかお伺いいたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | はい、8番藤原委員の質問にお答えいたします。番号2の土地の所有に関してですが、2筆ある農地を表記のとおり12人での共有名義となっている状態で、表示のある持分を所有されており、1人当たり何㎡かというのは、ありません。 金額に関しましては、届出書には記載する事項ではないため、事務局では押さえておりません。以上でございます。 |
| 議長 | あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり) |
| 議長 | では次に進みます。 |
| 議長 | 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。 【議案第1号 朗読】 |
| 議長 | 補足説明を許します。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 議案第1号について補足説明をさせていただきます。番号1の案件につきまして、所有者である〇〇〇〇さんは、〇〇さんの父親でございます。今回、息子に経営を移譲するため農地全てを使用貸借する形となっております。 番号2の案件につきましては、もともと〇〇さんの農地を長年、ご親族である〇〇さん親子が耕作しており今回経営移譲となることから使用貸借を入れる形となっております。 また、お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には番号第1号、第2号共に該当しない |

| | |
|-----|---|
| | <p>ものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員ですので、許可することに決めます。次に進みます。</p> |
| 議 長 | <p>お諮りします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことですので、一括して議題といたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> |

| 【議案第 2 号・第 3 号 朗読】 | |
|--------------------|--|
| 議 長 | 補足説明を許します。 |
| 事務局 | はい、議長 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | <p>議案第 2 号について補足説明をさせていただきます。議案第 2 号番号 1 の案件、申請位置につきまして 6 ページをご覧ください。</p> <p>申請位置は、役場の南西側約 4 km に位置し、南側は町道岩清水 3 号線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地であり、第 1 種農地でございます。</p> <p>続きまして、議案第 3 号の補足説明をさせていただきます。議案第 3 号番号 1 の案件、申請位置につきまして 8 ページをご覧ください。</p> <p>申請位置は、役場の北東側約 3.4 km に位置し、南側は町道高田 2 号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、農用地区域内の農地ですので農振農用地でございます。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 9 月 15 日に農地転用現地調査を行った、土地調整専門委員会より調査結果を報告願います。 |
| 7 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、7 番藤井委員。 |
| 7 番 | <p>はい、7 番藤井です。</p> <p>それでは、9 月 15 日に行った現地調査をしました。意見を述べさせていただきます。</p> <p>議案第 2 号ですが、当該農地は昭和 60 年頃から住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20 年以上前からの案件であり、農地として原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号で砂利採取の関係でございますが、当該農地は農振農</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>用地であります。砂利採取用地として、一時転用は妥当であります。砂利採取により、隣接する水田の保水への影響や泥水の排水による排水路への土砂堆積及び農作業への支障並びに道路への土砂流出が懸念されることから、工事の施工方法に万全の対策を期すように指示しました。また、砂利採取作業に際し安全を徹底するとともに、工事車両の安全運行に関しても強く要望しました。以上で報告させていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> |
| 4 番 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、4番阿部委員。</p> |
| 4 番 | <p>はい、4番阿部です。砂利採取の件ですが、令和4年に戻すわけですが、土を戻す過程というものは、立会を行ったり、現地調査が入るのでしょうか。なぜかと言いますと、過去に砂利を取った田が戻されたということで耕作を始めたところ、すごく大きな石が入っていて、今は誰も手がかけられない状況が見受けられます。耕作できない遊休農地につながる可能性がありますので、今回の令和4年の時に元に戻す現地調査の確認はなされるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局。</p> |
| 事務局 | <p>はい、4番阿部委員の質問にお答えいたします。農地転用が終了後に土砂を入れる際に立会をしていたかということについて、今までについては、立会は無かったものと思われませんが、実際に土砂の土があまり良くなかったという案件があるということであれば、農業委員の立会いを事務局の方で検討したいと思えます。助言をいただきありがとうございます。</p> |
| 議 長 | <p>あとは、ございませんか。</p> |

| | |
|------|--|
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | <p>はい、12 番佐藤です。阿部委員もお話ししていた様に現況に戻すことが基本だと思いますが、表土がどのくらいか、砂利を採取した後は、表土に近ければ近いほど必ず何らかの土砂を入れなければなりません、元に戻す復旧工法が求められて初めて元々の農地の条件に近くなるだろうと思います。</p> <p>何らかの条件を付すことは、農業委員会の方としてできるのであれば、意見を付けるべきではないかと思うのですが、いかがですか。</p> |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | <p>はい、12 番佐藤委員の質問、意見にお答えいたします。</p> <p>基本的に一時転用というものは、以前の農地に戻すところまでが一時転用ですので、以前の農地に戻すようにと意見を付さなくとも戻すことを前提として一時転用を認めるものです。以上でございます。</p> |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤です。戻す仕様は分かりませんか。いわゆる表土がいくらあり、表土がいくら戻りました。その下の耕作土たるところがこのような耕作土になっていました。形や内容が分からないから、その仕様を聞いているのですが、どうなのでしょう。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。一時転用の書類の中には、復 |

| | |
|------|---|
| | 旧をどのようにするかという計画書が上がってきていまして、表土をどの位取ってということは採取計画に記載されております。以上でございます。 |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤委員。現況表土が何cmと調査した結果があつて、その状況が復元されていれば、まず表土上は問題がないと思います。その表土から下の耕作土たるところのものが、先程言った通り転石混じりみたいなものが入ってしまうと営農に支障をきたします。それらを制限とか何かできれば問題は発生しないかと思うのですが、いかがお考えですか。 |
| 2 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、2 番白澤委員。 |
| 2 番 | はい、2 番白澤です。関連ですが、計画書があつても、実施した記録が無いのですか。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局 |
| 事務局 | はい、12 番佐藤委員と2 番白澤委員の質問についてですが、実際に施工をした後に、そういった書類を出していただきたいということですか。 |
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤です。このように復元しますという計画があつて、それがそのとおりされていきましたかという確認があつて、トラブルは解消できると思います。仕組みがきちんと出来上がっていれば、後で耕作が出来なかったという問題 |

| | |
|-----|--|
| | にはならなくなると考えております。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 申請時にどれくらい掘ってと言った計画は上がってきていますので、それを守って一時転用されるという前提で許可を出しますので、今のような耕作土が混じっているという問題が起こらないようにというのであれば、一時転用が終わったという完了報告が、相手側から来た時に現地調査をして実際に計画通りになっているかというところを確認した方が良いかと思っておりますので、事務局で検討いたします。 |
| 2番 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、2番白澤委員。 |
| 2番 | はい、2番白澤です。土をかぶせれば、確認しようがないと思いますが、いかがお考えですか。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 今までの質問、意見への補足でございます。砂利採取につきましては、この場所を含めて色々様々問題がありますので、砂利採取につきましては、県の保健課も絡んでおりますので、今お話しいただいたことについては計画書が上がってきている時点で、記載になっていればということだと思いますので、このご意見をいただきながら、計画書に表土をどのように復旧するのかということを含んだものの提出を求めつつ、完了した際には確実なる証拠を出していただき、事務局として処理をしていきたいと思っております。以上でございます。 |
| 議長 | あとは、ございませんか。 |
| 12番 | はい、議長。 |

| | |
|------|---|
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤です。状況確認を最後に行うということですか。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局 |
| 事務局 | はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。途中の状況についても、当方から協議、打ち合わせをしながら指示を出していければと考えております。また、終わってからも地元の農業委員さんに見ていただいて确实なところを確認していただくのが一番だと思いますので、そういった流れで砂利採取に関しては進めていきたいと思っております。以上でございます。 |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤です。要望をしてもよろしいでしょうか。 今まで圃場整備を行ってきた経験からですが、表土は剥いたら置く場所を決める。願わくば事業計画の一部のところに関係する田の表土はここに堆積しますと記載し、それで初めて表土はそのまま戻すことができます。 それから、表土の下の部分について、このような状況の土であるから砂利採取をする時に混ざることになる。だからこそ混ざらない様にこのように工夫しますと言った内容があがってくれば、もっと明確だと思います。 状況写真をきっちり撮ったものを先程確認してもらった手段が出たと思っておりますが、その状況写真を説明していただいて、所々でも懸念がある場合は、農業委員会の立会いを求めると言った様な何らかの形が必要かと思っております。 やっちゃってもう出来ませんという話になると不可抗力みたいに言われ、課題はそのまま後に残ることになります。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | 12 番佐藤委員の要望、意見にお答えいたします。 他にも砂利採取のところが、色々と問題がありますので、そこを重点視するためにも、途中の確認を確実にしながら、進めていければと考えているところです。以上でございます。 |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 12 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、12 番佐藤委員。 |
| 12 番 | はい、12 番佐藤です。表土確保を是非、お願いします。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | ご意見、ありがとうございます。 |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 7 番 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、7 番藤井委員。 |
| 7 番 | はい、7 番藤井です。色々と問題があるということで話をしているのですが、そういう問題を起こすのは特定の業者ですか。 |
| 局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | はい、7 番藤井委員の質問にお答えいたします。 特定の業者です。以上でございます。 |
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |

| | |
|-----|---|
| 7番 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、7番藤井委員。 |
| 7番 | はい、7番藤井です。その特定の業者についてもまだ継続して砂利採取の申請が上がっている状態なのですか。 |
| 局長 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局 |
| 事務局 | はい、7番藤井委員の質問にお答えいたします。 特定の業者ですが、今現在、一時転用で砂利採取を行っているところでおりまして、その都度苦情等があった場合は、こちらから指導の連絡をしているところです。以上でございます。 |
| 議長 | あとは、ございませんか。 |
| 7番 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、7番藤井委員。 |
| 7番 | はい、7番藤井です。そのような苦情のある業者についてですが、苦情についての内容を確認した中で、次から苦情が出ないような形か、苦情の状態を解決するまで砂利採取については認めないとした方がスッキリとするのではないのでしょうか。ますます悪い農地にされていく話になりますので、是非、このことを要望したいと思います。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | はい、7番藤井委員の意見、要望にお答えいたします。今、砂利取りの苦情については、耕作放棄地に係るものではなく、例えば水の捌けが悪くなったとか、そういった苦情になっておりますので、これは県の保健課と連携を取りながら指導をしていきたいと考えております。以上でございます。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | あとは、ございませんか。 |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。 (「なし」の声あり) |
| 議 長 | 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。 議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | 挙手全員ですので、証明を許可することに決します。 |
| 議 長 | 議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | 挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。 次に進みます。 |
| 議 長 | 日程第10、議案第4号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読願います。なお、朗読は表題のみとします。 【議案第4号 朗読】 |
| 議 長 | 補足説明を許します。 |
| 事務局 | はい、議長 |
| 議 長 | はい、事務局。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 補足をさせていただきます。非農地判断の現地調査につきましては、今まで土地調整委員に皆さんで行っていたところですが、今このコロナ禍の状況により、人数を絞って現地調査をさせていただいた経緯でございます。この非農地判断をするということは、農業委員会としてのとても大きな決断になりますので、今お話をいただいたとおり、写真などで確実に確認できるような方法を取っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。 |
| 議長 | あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。 (「なし」の声あり) |
| 議長 | 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。 議案第4号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手) |
| 議長 | 挙手全員ですので、非農地であると判断することに決めます。 以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。 皆さま、大変お疲れ様でした。 終了 14:14 |

以上は、令和2年9月23日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 14番 _____

” 15番 _____

” 1番 _____